

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

新潟市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

I. 北区

(1) 現況

本地域は、水稻を中心に、露地野菜、果樹、施設園芸、花き等、多種多様な作物が栽培される都市近郊型の農業地域であり、海岸砂丘地帯におけるスイカ、メロン等の生産が盛んな地域である。阿賀野川、新井郷川、福島潟、農業用排水路などの自然環境に恵まれ、貴重な生物資源を保全する空間となっている。

営農を通じて地域の自然環境が形成されている一方、農業者の高齢化などにより担い手への農地集積が進み、農用地、水路、農道等の保全管理に係る負担増が懸念されていることから、共同活動の推進により負担軽減を図る必要がある。

また、農地の大半は低平地にあることから、水害に対する防災対策も地域の重要な課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号と同項第3号に掲げる事業を推進することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。また事業の推進と合わせて、水田貯留機能を活用した取組を実施することで、湛水被害の軽減を図る。

II. 東・中央・江南区

(1) 現況

本地域は、信濃川・阿賀野川の二大河川に挟まれた最末流地帯で農地の大半は海拔0 m以下である。水稻単作経営と、米を中心に野菜、果樹、畜産、球根、きのこ等の複合経営を主力とする農業経営が盛んであるが、農業者の高齢化などにより担い手の規模拡大が進み、農用地、水路、農道等の保全管理に係る負担増が懸念されていることから、共同活動の推進により負担軽減を図る必要がある。

また、農地の大半は低平地にあることから、水害に対する防災対策も地域の重要な課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号と同項第3号に掲げる事業を推進することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。また事業の推進と併せて、水田貯留機能を活用した取組を

実施することで湛水被害の軽減を図る。

Ⅲ. 秋葉区

(1) 現況

本地域は、東西境を阿賀野川・信濃川、北境を小阿賀野川、南東は標高100m前後のにいつ丘陵が広がり、河川と里山に囲まれた自然豊かな田園地域である。農業集落は市街地を囲む形で点在しており、里山の自然と調和した農村景観を特徴とする美しい景観を有している。

農業経営は現在、水稻が中心ではあるが、複合経営を推進する中、さといも・えだまめ・プチヴェール等の産地化を目指している。また、古くから球根、切り花、鉢花・花木等の花き花木栽培も盛んで、特にアザレア、サツキ、ボケの出荷量は全国トップクラスを誇っている。

一方で、農業者の高齢化などにより担い手への農地集積が進み、農用地、水路、農道等の保安全管理に係る負担増が懸念されていることから、共同活動の推進により負担軽減を図る必要がある。

また、減農薬減化学肥料栽培に取り組む農家の割合が非常に高いことから、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ本地域では、受け手農家・出し手農家・地域住民が一体となった体制を構築することにより、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。また、同項第3号に掲げる事業については環境負荷軽減に配慮した農業の生産方式をより一層働きかける。これらにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

Ⅳ. 南区

(1) 現況

本地域は、信濃川と中ノロ川によってはぐくまれた肥沃な農地が広がっている。稲作を基幹として果樹、野菜、球根、切花、花木等の園芸作物の栽培が盛んで西洋なし「ル レクチエ」発祥の地であり、なし、もも、ぶどうの生産やチューリップ切花の出荷も県内一の生産を誇る。また、観光果樹園も多く、本市における果樹生産の拠点地域・観光資源となっている。一方で、農業者の高齢化などにより担い手の規模拡大が進み、農用地、水路、農道等の保安全管理に係る負担増が懸念されていることから、共同活動の推進により負担軽減を図る必要がある。

また、農地の一部は海拔0 m以下に位置していることから、水害に対する防災対策も地域の重要な課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号と同項第3号に掲げる事業を推進することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。また事業の推進と併せて、水田貯留機能を活用した取組を実施することで湛水被害の軽減を図る。

Ⅴ. 西区

(1) 現況

本地域は、信濃川、西川、新川、佐潟、御手洗潟、農業用排水路などの水辺空間や海岸保安林に

恵まれ、都市の中に豊かな自然環境を創出し動植物を育む空間を形成している。米を中心に野菜、果実、花き・球根等が生産され、海岸砂丘地帯では、すいか、だいこん、ねぎ等が生産されているが、農業者の高齢化などにより担い手の規模拡大が進み、農用地、水路、農道等の保全管理に係る負担増が懸念されていることから、共同活動の推進により負担軽減を図る必要がある。

また農地の一部は海拔0 m以下に位置していることから、水害に対する防災対策も地域の重要な課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、水田地帯を中心に海岸砂丘地帯も含めて法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。また事業の推進と併せて、水田貯留機能を活用した取組を実施することで湛水被害の軽減を図る。

VI. 西蒲区

(1) 現況

本地域は、佐渡弥彦米山国定公園の緑の山並みを背景として、水田を基調にハザ並木が残る景観は、新潟市を代表する農村景観となっている。本地域の基幹産業は農業であり、稲作のほか、柿、ぶどう、いちじくをはじめとする果樹や、砂丘地帯を中心に多様な園芸作物の生産も盛んであり、また、環境に対する意識も高く、減農薬減化学肥料栽培を推進している。

一方で、農業者の高齢化などにより担い手の規模拡大が進み、農用地、水路、農道等の保全管理に係る負担増が懸念されていることから、共同活動の推進により負担軽減を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進するとともに、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。また、環境に配慮した農業の生産方式をより一層働きかける。これらにより、環境負荷の軽減に配慮し生態系の保全・再生や農村の景観・環境の改善などに取組む。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	北区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	東区	同上
③	中央区	同上
④	江南区	同上
⑤	秋葉区	同上
⑥	南区	同上
⑦	西区	同上
⑧	西蒲区	同上

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- ・活動組織のうち、本市および隣接する市にまたがり活動を行う組織にあっては、それぞれの市に事業計画を提出し、認定を受けるものとする。
- ・地域の湛水被害を軽減させるため、田んぼダムによる水田貯留機能を活用した取り組みを推進するとともに、効果の普及・啓発活動を積極的に行う。
- ・組織・団体の連携により事務の効率化や、地域コミュニティの向上を図るため活動組織の広域化を推進する。